３　中小企業支援事業広報用文案

|  |
| --- |
| 中小企業の最低賃金引上げを支援する「業務改善助成金」をご活用ください！  **事業場内最低賃金を30円以上引上げ、生産性向上のための設備投資などを行った場合、その設備投資などの費用の一部を助成します。**  **助成対象の事業場は、熊本県（地域別）最低賃金（R6.10.5から952円）と事業場内最低賃金の差額が50円以内の事業場です。**  **助成率は4分の3（生産性要件を満たした場合は5分の4）です。（いずれも助成額に上限あり）**  **【厚生労働省ホームページ】「業務改善助成金」**  **【問い合わせ先】業務改善助成金コールセンター（0120-366-440）令和6年度のみ**  **【申請先】　熊本労働局雇用環境・均等室　（096-312-3556）**  働き方改革推進支援センターのご案内  **熊本働き方改革推進支援センターでは、就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用など「働き方改革」に関連する様々なご相談に総合的に対応し、支援しています。「業務改善助成金」に関する各種お問い合わせにも対応しております。**  **熊本働き方改革推進支援センター**  **〒860-0025　熊本市中央区紺屋町２－８－１　熊本県遺族会館２－７**  **電話 0120-041-124** |